



# 愛媛県報

平成16年5月14日金曜日 第1557号

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

### ◇ 目 次 ◇

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 指定医師の辞退の届出.....         | 523 |
| 指定医療機関の業務の廃止の届出.....    | 524 |
| 家畜人工授精師の免許証の交付.....     | 524 |
| 漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....  | 524 |
| 道路の供用開始（県道松山東部環状線）..... | 524 |
| 道路の区域変更（県道池田中山線）.....   | 525 |

|                        |     |
|------------------------|-----|
| 道路の供用開始（ " ）.....      | 525 |
| 都市計画の決定（18件）.....      | 525 |
| 都市計画の変更（一部変更）（3件）..... | 527 |

### 公 告

|                   |     |
|-------------------|-----|
| クリーニング師試験の施行..... | 528 |
|-------------------|-----|

### 人事委員会公告

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| 平成16年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験公告..... | 528 |
|-------------------------------|-----|

## 告 示

### ○愛媛県告示第1072号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成16年5月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 診断した身体障害の種類                              | 診療科名    | 病 院 又 は<br>診療所の名称         | 医 師 氏 名 | 同 左 所 在 地         | 届出年月日          |
|------------------------------------------|---------|---------------------------|---------|-------------------|----------------|
| 肢 体 不 自 由                                | 外 科     | 愛媛県立伊予三島病院                | 河 崎 秀 樹 | 伊予三島市中之庄町1684番地の2 | 平成<br>16年3月31日 |
| 聴覚・平衡・音声・言語又は<br>そしゃく機能障害                | 耳鼻咽喉科   | "                         | 丸 山 純   | "                 | "              |
| 小腸・ぼうこう又は直腸機能<br>障害                      | 外 科     | 公立学校共済組合<br>四国中央病院        | 近 石 寛   | 川之江市川之江町2233番地    | 平成<br>16年3月24日 |
| 肢体不自由・心臓・呼吸器機<br>能障害                     | 内 科     | "                         | 堀 内 宣 昭 | "                 | 平成<br>16年3月31日 |
| "                                        | "       | "                         | 阿 部 美 保 | "                 | "              |
| 聴覚・平衡・音声・言語機能<br>障害                      | 耳鼻咽喉科   | "                         | 佐 藤 豪   | "                 | "              |
| 肢体不自由・小腸・ぼうこう<br>又は直腸機能障害                | 外 科     | 社会福祉法人恩賜<br>財団済生会今治病<br>院 | 渡 邊 哲 也 | 今治市喜田村七丁目1番6号     | 平成<br>16年3月29日 |
| 肢体不自由・心臓・じん臓・<br>呼吸器・小腸・ぼうこう又は<br>直腸機能障害 | "       | 山本外科胃腸科ク<br>リニック          | 山 本 哲 也 | 北条市北条512番7        | 平成<br>16年4月5日  |
| 肢体不自由・心臓・じん臓・<br>呼吸器・小腸機能障害              | 内 科     | 町立津島病院                    | 耕 智 直 子 | 北宇和郡津島町大字高田丙15番地  | 平成<br>7年5月31日  |
| 肢体不自由・心臓・じん臓・<br>呼吸器・小腸・ぼうこう又は<br>直腸機能障害 | 小 児 科   | "                         | 新 井 淳 一 | "                 | 平成<br>13年6月30日 |
| "                                        | "       | "                         | 佐々木 剛   | "                 | 平成<br>16年3月8日  |
| 肢体不自由・心臓・じん臓・<br>呼吸器機能障害                 | 内 科     | 愛媛労災病院                    | 西 川 潤   | 新居浜市南小松原町13-27    | 平成<br>16年4月2日  |
| "                                        | "       | "                         | 佐 竹 真 明 | "                 | "              |
| "                                        | "       | "                         | 太 田 逸 朗 | "                 | "              |
| "                                        | 循 環 器 科 | "                         | 谷 川 武 人 | "                 | "              |
| "                                        | "       | "                         | 高 橋 規 文 | "                 | "              |
| 肢 体 不 自 由                                | 整 形 外 科 | "                         | 米 村 浩   | "                 | "              |

|                                  |           |             |         |                |                 |
|----------------------------------|-----------|-------------|---------|----------------|-----------------|
| 視 覚 障 害                          | 眼 科       | "           | 本 宮 数 浩 | "              | "               |
| "                                | "         | 公立周桑病院      | 長 岡 由 紀 | 東予市壬生川131番地    | 平成<br>16年 3月31日 |
| 肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害             | 内 科       | "           | 小 林 雄 一 | "              | "               |
| "                                | 循 環 器 科   | "           | 長 岡 祥 宣 | "              | "               |
| 小 腸 機 能 障 害                      | 外 科       | "           | 松 井 武 志 | "              | "               |
| 肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害             | 小 児 科     | "           | 濱 谷 舟   | "              | "               |
| 聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃく機能障害            | 耳鼻咽喉科     | 愛媛大学医学部附属病院 | 山 形 和 彦 | 温泉郡重信町大字志津川    | 平成<br>16年 4月 1日 |
| 肢体不自由・心臓・呼吸器機能障害                 | 小 児 科     | "           | 森 本 武 彦 | "              | 平成<br>16年 4月14日 |
| "                                | "         | "           | 佐 野 のぞみ | "              | "               |
| 肢 体 不 自 由                        | 整 形 外 科   | 医療法人紫愛会石川病院 | 鴨 川 淳 二 | 川之江市上分町732 - 1 | 平成<br>16年 4月 5日 |
| 肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸機能障害 | 内 科       | "           | 金 井 尚 子 | "              | "               |
| じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害                 | 泌 尿 器 科   | "           | 柳 垣 孝 広 | "              | "               |
| 肢 体 不 自 由                        | 脳 神 経 外 科 | "           | 片 岡 芳 規 | "              | "               |

○愛媛県告示第1073号

身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第13条の6第2号の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の業務を廃止した旨の届出があった。

平成16年 5月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 名 称  | 廃止年月日       |
|------|-------------|
| 玉井薬局 | 平成 7年12月31日 |

○愛媛県告示第1074号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209 号）第18条及び第32条の規定により、家畜人工授精師の免許証を次のとおり交付した。

平成16年 5月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 免 許 番 号 | 免 許 日 月 年   | 家 畜 種 類 | 免 許 格                                 | 本 籍 地 | 現 住 所          | 氏 名 生 年 月 日              |
|---------|-------------|---------|---------------------------------------|-------|----------------|--------------------------|
| 第1783号  | 平成16年 5月14日 | 牛<br>豚  | 牛・豚の家畜人工授精及び牛の家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植の業務 | 愛 媛 県 | 松山市堀江町甲766番地32 | 寺 村 奈 津 子<br>昭和56年 4月28日 |

○愛媛県告示第1075号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第 8 条第 2 項（同規則第21条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように

定める。

平成16年 5月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間  
平成16年 5月14日から 5月27日まで

○愛媛県告示第1076号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年5月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名     | 供 用 開 始 の 区 間                 | 供用開始の日     |
|-------|---------|-------------------------------|------------|
| 県 道   | 松山東部環状線 | 松山市久米窪田町833番10から<br>同町809番5まで | 平成16年5月14日 |

#### ○愛媛県告示第1077号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年5月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名   | 区 間                                | 旧・新<br>別 | 敷 地 の<br>員 幅     | 延 長             | 備 考 |
|-------|-------|------------------------------------|----------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道   | 池田中山線 | 喜多郡内子町大瀬北5036番3から<br>同町大瀬北5303番3まで | 旧        | メートル<br>4.3~20.3 | キロメートル<br>0.158 |     |
|       |       |                                    | 新        | 6.4~54.2         | 0.116           |     |

#### ○愛媛県告示第1078号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年5月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名   | 供 用 開 始 の 区 間                      | 供用開始の日     |
|-------|-------|------------------------------------|------------|
| 県 道   | 池田中山線 | 喜多郡内子町大瀬北5036番3から<br>同町大瀬北5303番3まで | 平成16年5月14日 |

#### ○愛媛県告示第1079号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年5月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称  
松山広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
松山広域都市計画区域全域

#### ○愛媛県告示第1080号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年5月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称  
今治広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
今治広域都市計画区域全域

#### ○愛媛県告示第1081号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年5月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称  
東予広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
東予広域都市計画区域全域

#### ○愛媛県告示第1082号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年5月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称  
川之江都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
川之江都市計画区域全域

#### ○愛媛県告示第1083号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年5月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称  
伊予三島都市計画区域の区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域  
伊予三島都市計画区域全域

#### ○愛媛県告示第1084号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年5月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称  
土居都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
土居都市計画区域全域

#### ○愛媛県告示第1085号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年5月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称  
菊間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
菊間都市計画区域全域

#### ○愛媛県告示第1086号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年5月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称  
久万都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
久万都市計画区域全域

#### ○愛媛県告示第1087号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年5月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称  
大洲都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
大洲都市計画区域全域

#### ○愛媛県告示第1088号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年5月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称  
八幡浜都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
八幡浜都市計画区域全域

#### ○愛媛県告示第1089号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年5月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称  
長浜都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
長浜都市計画区域全域

#### ○愛媛県告示第1090号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年5月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称  
内子都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
内子都市計画区域全域

## ○愛媛県告示第1091号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年5月14日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称  
保内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
保内都市計画区域全域

## ○愛媛県告示第1092号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年5月14日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称  
三瓶都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
三瓶都市計画区域全域

## ○愛媛県告示第1093号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年5月14日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称  
宇和都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
宇和都市計画区域全域

## ○愛媛県告示第1094号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年5月14日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称  
野村都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
野村都市計画区域全域

## ○愛媛県告示第1095号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供

する。

平成16年5月14日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称  
広見都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
広見都市計画区域全域

## ○愛媛県告示第1096号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年5月14日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称  
南予レクリエーション都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
南予レクリエーション都市計画区域全域

## ○愛媛県告示第1097号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年5月14日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称  
松山広域都市計画区域の区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
松山広域都市計画区域全域

## ○愛媛県告示第1098号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年5月14日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称  
今治広域都市計画区域の区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
今治広域都市計画区域全域

## ○愛媛県告示第1099号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年5月14日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称  
東予広域都市計画区域の区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
東予広域都市計画区域全域

公 告

○公 告

クリーニング師試験の施行について

クリーニング業法（昭和25年法律第 207 号）第 7 条第 1 項の規定による平成16年度クリーニング師試験を次のとおり施行する。

平成16年 5月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 試験の日時  
平成16年 9月12日（日）10時30分

- 2 試験の場所
  - (1) 学科試験  
松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁
  - (2) 実地試験  
松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁
- 3 受験願書の提出期間  
平成16年 7月20日（火）から 7月26日（月）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 4 受験願書の提出先  
県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部 健康衛生局 薬務衛生課とする。
- 5 その他  
受験についての必要事項は、受験票により指示する。

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第 3 号

平成16年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験公告

平成16年 5月14日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁内 〒 790 - 8570  
電話（089）912 - 2826

平成16年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験を次のとおり行います。

- 1 受付期間  
平成16年 5月17日（月）から 6月 4日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8 時30分から午後 5 時15分まで）受け付けます。  
なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。
- 2 試験区分、採用予定人員及び職務内容  
試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

| 試 験 区 分          | 採用予定人員 | 職 務 内 容                                                                        |
|------------------|--------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 行 政 事 務          | 18人程度  | 知事の事務部局、公営企業管理者の事務部局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。                               |
| 学 校 事 務          | 3人程度   | 県立学校又は市町村立小学校若しくは中学校に勤務し、学校事務に従事します。                                           |
| 警 察 事 務          | 4人程度   | 警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。                                                      |
| 土 木              | 3人程度   | 知事の事務部局又は公営企業管理者の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、道路、河川、港湾、都市計画等に関する計画、設計、施工管理等の業務に従事します。     |
| 農 業              | 1人程度   | 知事の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、農業の振興、農業生産技術・農業経営・農村生活に関する普及指導、農業に関する試験研究等の業務に従事します。      |
| 鑑 識<br>(電 気 工 学) | 1人程度   | 警察本部又は警察署に勤務し、電気工学に関する鑑識業務に従事します。                                              |
| 薬 劑 師            | 1人程度   | 知事の事務部局又は公営企業管理者の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、薬事に関する指導、医薬品の調剤・製剤、衛生・環境に関する試験研究等の業務に従事します。 |
| 心 理 判 定 員        | 1人程度   | 知事の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、児童、保護者等に対するカウンセリング、心理療法等の業務に従事します。                        |

3 受験資格

- (1) 昭和50年 4月 2日 から昭和58年 4月 1日までに生まれた者（昭和58年 4月 2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という

- 。)を卒業した者及び平成17年3月末日までに大学等を卒業する見込みの者を含む。)
- (2) 日本の国籍を有する者
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者
- (4) 農業、薬剤師及び心理判定員については、次に該当する者

| 試験区分      | 受 験 資 格                                                                                                        |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農 業       | 改良普及員の資格を有する者又は平成17年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者                                                                      |
| 薬 剤 師     | 薬剤師の免許を有する者又は平成17年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者                                                                        |
| 心 理 判 定 員 | 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者(平成17年3月末日までに卒業する見込みの者を含む。)又はこれに準ずる資格を有すると人事委員会が認める者 |

#### 4 試験の方法

##### (1) 第1次試験

###### ア 教養試験

公務員として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験(択一式50題、解答時間2時間30分)を行います。

###### イ 専門試験

各試験区分に応じて必要な専門的知識及び技能について、大学卒業程度の筆記試験(択一式40題、解答時間2時間)を行います。

なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。

##### (2) 第2次試験

第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

###### ア 口述試験

###### イ 集団討論

###### ウ 作文試験

###### エ 適性検査

###### オ 身体検査

#### 5 試験の日時、場所及び合格発表

| 区 分       | 日 時                                                               | 試 験 区 分   | 場 所                      | 合 格 発 表                                        |           |                             |
|-----------|-------------------------------------------------------------------|-----------|--------------------------|------------------------------------------------|-----------|-----------------------------|
| 第 1 次 試 験 | 平成16年6月27日<br>(日曜日)<br>午前9時から<br>午後3時まで<br>(午前 教養試験)<br>(午後 専門試験) | 行 政 事 務   | 松山南高等学校<br>(松山市末広町11番地1) | 平成16年7月中旬に愛媛県<br>庁前掲示板に掲示するほか、<br>合格した者に通知します。 |           |                             |
|           |                                                                   | 学 校 事 務   |                          |                                                |           |                             |
|           |                                                                   | 警 察 事 務   |                          |                                                |           |                             |
|           |                                                                   | 第 2 次 試 験 | 第1次試験に合格した者に通知します。       |                                                | 土 木       | 松山東高等学校<br>(松山市持田町二丁目2番12号) |
|           |                                                                   |           |                          |                                                | 農 業       |                             |
|           |                                                                   |           |                          |                                                | 鑑 識(電気工学) |                             |
|           |                                                                   |           |                          |                                                | 薬 剤 師     |                             |
|           |                                                                   | 心 理 判 定 員 |                          |                                                |           |                             |

#### 6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。この名簿は、原則として、平成17年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等)がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- (3) 農業、薬剤師及び心理判定員については、所定の時期までに資格又は免許を取得しなかった場合は、採用されません。

#### 7 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

| 試 験 区 分                    | 現 行 給 料 月 額             |
|----------------------------|-------------------------|
| 行政事務、学校事務、警察事務、土木、農業、心理判定員 | 行政職給料表2級2号給 170,700円    |
| 鑑識（電気工学）                   | 研究職給料表1級8号給 175,300円    |
| 薬剤師                        | 医療職給料表(二)2級2号給 176,600円 |

8 受験手続

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申込用紙の請求        | 愛媛県人事委員会事務局、愛媛県地方局総務福祉部総務調整課（西条、今治、松山、八幡浜及び宇和島）、愛媛県東京事務所（東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館内 電話（03）5212 - 9071）、愛媛県大阪事務所（大阪市西区江戸堀一丁目9番1号肥後橋センタービル内 電話（06）6441 - 2829）等で交付します。<br>なお、郵便により請求する場合は、必ず封筒の表に「上級請求」と朱書し、90円切手（1部につき）をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。                                                                                  |
| 申込方法及び受験票の交付   | 申込書及び受験票（申込みのときは、写真は、はらないこと。）には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル）をはって試験当日持参してください。<br>なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「上級申込み」と朱書し、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。<br>受験票が6月21日（月）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 |
| 受験手続その他の問い合わせ先 | 愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| そ の 他          | 愛媛県のホームページ（ <a href="http://www.pref.ehime.jp/">http://www.pref.ehime.jp/</a> ）の電子行政サービス（申請書等電子配布サービス）から申込書等を印刷してとりだすことができます。この場合の申込方法等については、愛媛県のホームページで確認してください。                                                                                                                                                               |

9 例題等の公表

教養及び専門試験の例題と前年度に出題した作文試験及び集団討論の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

| 区 分       | 開示請求できる人  | 開 示 内 容    | 開 示 期 間     | 開 示 場 所     |
|-----------|-----------|------------|-------------|-------------|
| 第 1 次 試 験 | 第1次試験不合格者 | 総合得点及び総合順位 | 合格発表の日から1週間 | 愛媛県人事委員会事務局 |
| 第 2 次 試 験 | 第2次試験受験者  |            | 合格発表の日から1週間 |             |

別表（4関係）

専 門 試 験 の 出 題 分 野

| 試 験 区 分              | 出 題 分 野                                               |
|----------------------|-------------------------------------------------------|
| 行政事務<br>学校事務<br>警察事務 | 政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、経営学、社会政策、国際関係        |
| 土 木                  | 数学、物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工                |
| 農 業                  | 栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥科学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般 |



|                    |                                                  |
|--------------------|--------------------------------------------------|
| 鑑 識<br>( 電 気 工 学 ) | 数学、物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気材料、電子工学、電力工学、通信工学      |
| 薬 劑 師              | 物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生化学、薬剤学、衛生化学、生薬学、薬理学         |
| 心 理 判 定 員          | 一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、教育心理学、応用心理学、社会調査、統計学 |

